

報告第1号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月12日提出

川崎市長 福田紀彦

1 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発生局名	専決処分年月日	損害賠償の額	事件の概要
1	環境局	7.10.29	円 300,520	令和7年9月5日、川崎区で、本市小型ごみ収集車が、信号待ちのため一時停止した被害者(ア)所有の小型自動車に追突し、運転していた被害者(イ)を負傷させ、及び当該小型自動車を破損させたもの
2	環境局	8.1.16	円 65,630	令和7年8月25日、川崎区で、本市小型ごみ収集車が、駐車場から道路に出ようと後退した際、被害者所有の道路標識柱に接触し、破損させたもの
3	環境局	7.12.10	円 166,100	令和7年9月10日、宮前区で、本市職員が浄化槽の清掃作業中、歩行中の被害者が、本市小型浄化槽車のホースにつまずいて転倒し、負傷し、及び被害者所有の腕時計が破損したもの
4	環境局	7.12.16	円 66,249	令和6年5月21日、高津区で、本市軽自動車が、左折した際、後方から自転車で走行してきた被害者を驚かせて転倒させ、負傷させたもの
5	健康福祉局	7.12.3	円 3,800,000	令和6年2月26日、蕨敷公園で、隣接する駐車場にはみ出していた樹木の枝が、被害者所有の小型自動車に接触し、破損させたもの
6	建設緑政局	7.11.5	円 44,660	

7	建設緑政局	7. 11. 13	円 516,550	令和7年2月7日、被害者(ア)及び(イ)所有の土地で、隣接する道路の地中のコンクリート構造物が越境していたため、建築工事が中断し、被害者(ア)及び(イ)が、不要な追加工事費用を支払うこととなったもの
			円 516,550	
8	建設緑政局	7. 11. 20	円 699,293	令和7年5月31日、宮前区で、街路樹の枯れ枝が落下し、信号待ちのため一時停止していた被害者所有の普通自動車を破損させたもの
9	幸区役所	8. 1. 6	円 73,557	令和7年10月24日、幸区で、本市職員が草刈り作業中、草刈機によって跳ねた石が、道路を走行していた被害者所有の大型バスに当たり、破損させたもの
10	高津区役所	8. 1. 16	円 149,728	令和7年7月22日、高津区で、本市職員が草刈り作業中、草刈機の刃が、被害者使用の駐輪設備の配線に接触し、破損させたもの
11	宮前区役所	7. 12. 16	円 33,200	令和7年9月11日、被害者宅敷地内で、本市職員が大雨被害の確認作業中、被害者所有の散水栓を踏み、破損させたもの
12	宮前区役所	8. 1. 8	円 29,324	令和7年9月25日、宮前区で、本市職員が街路樹の剪定 ^{せんてい} 作業中、被害者所有の通信ケーブルを誤って切断したもの
13	麻生区役所	7. 12. 26	円 389,122	令和6年9月30日、麻生区役所で、本市職員が、住民基本台帳事務におけるDV等支援措置の対象者である被害者の元配偶者から、国民健康保険料の納付を受けた際、被害者の住所が記載された領収書を誤って交付し、当該住所を漏えいしたため、被害者に損害を与えたもの
14	消防局	7. 12. 12	円 28,380	令和7年10月14日、被害者宅内で、消防隊員がガス漏れの通報によるガス検知活動中、着装していた空気呼吸器が被害者所有の冷凍庫に接触し、破損させたもの

2 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案番号	議決年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分年月日	変更理由
				変更前	変更後		
129	5. 10. 13	麻生区内 都市計画 道路尻手 黒川線道 路築造（ト ンネル） 工事	横浜市西区北幸二丁目8 番19号 西松・森本共同企業体 代表者 西松建設株式会社 代表取締役社長 高瀬 伸利 構成員 株式会社 森本組 代表取締役社長 横尾 徹	完成期限 令和8年 3月31日	完成期限 令和9年 4月30日	8. 1. 7	工事の進 捗に伴い、 当初想定よ りも脆弱な 地盤である こと及び湧 水量が多い ことが判明 し、掘削補 助工法によ る施工本数 の変更が生 じたため、 完成期限の 変更を行う もの

議案番号	議決年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分年月日	変更理由
				変更前	変更後		
26	6.3.18	労働会館改修工事	東京都千代田区富士見2丁目10番2号 前田建設工業株式会社 代表取締役社長 前田 操治	完成期限 令和8年 7月31日	完成期限 令和9年 8月31日	7. 12. 25	工事着手後に新築時の設計図と既存躯体の位置・形状などの一部が異なっていること等が確認され、構造の再検討、設備設計、補修方法及び施工方法の見直しが必要になったことに加え、配管貫通孔の位置等の検討に多くの時間を要したことに伴い、完成期限の変更を行うもの

議案番号	議決年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分年月日	変更理由
				変更前	変更後		
27	6. 3. 18	労働会館改修電気設備工事	川崎市高津区子母口 98 7 番地 丸井・光陽共同企業体 代表者 株式会社 丸井電設 代表取締役 品田 勝之 構成員 株式会社 光陽電業社 代表取締役 小川 公利	完成期限 令和8年 7月31日	完成期限 令和9年 8月31日	7. 12. 25	工事着手後に新築時の設計図と既存躯体の位置・形状などの一部が異なっていること等が確認され、構造の再検討、設備設計、補修方法及び施工方法の見直しが必要になったことに加え、配管貫通孔の位置等の検討に多くの時間を要したことに伴い、完成期限の変更を行うもの

議案番号	議決年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分年月日	変更理由
				変更前	変更後		
28	6.3.18	労働会館改修空気調和設備その他工事	川崎市多摩区宿河原1丁目20番11号 研空・稻水共同企業体 代表者 株式会社 研空社 代表取締役 小田 茂幸 構成員 株式会社 稲田水道工務店 代表取締役 樋山 晴久	完成期限 令和8年 7月31日	完成期限 令和9年 8月31日	7. 12. 25	工事着手後に新築時の設計図と既存躯体の位置・形状などの一部が異なっていること等が確認され、構造の再検討、設備設計、補修方法及び施工方法の見直しが必要になったことに加え、配管貫通孔の位置等の検討に多くの時間を要したことに伴い、完成期限の変更を行うもの

議案番号	議決年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分年月日	変更理由
				変更前	変更後		
126	6. 10. 11	初山住宅新築第3号工事	川崎市川崎区榎町3番4号 小川・露木共同企業体 代表者 株式会社 小川組 代表取締役 長澤 靖 構成員 露木建設株式会社 代表取締役 露木 直巳	完成期限 令和8年 7月15日	完成期限 令和8年 10月30日	7. 12. 26	地中埋設物の撤去、処分の増工及び近隣住民からの工事に関する振動抑制の要望を受け、工事車両の台数制限等の変更による作業工程の見直しが生じたため、完成期限の変更を行うもの
127	6. 10. 11	東扇島堀込部埋立その2工事	東京都千代田区神田神保町1丁目105番地 東洋建設株式会社 代表取締役 中村 龍由	契約金額 869, 550, 000 円	契約金額 956, 340, 000 円	7. 12. 8	川崎市工事請負契約約款第26条第6項から第8項の規定に基づく契約金額の変更を行うとともに、現場状況を踏まえ、海上埋立において鉄道事業者からの建設発生土の搬出数量に変更が生じたため、契約金額の変更を行うもの

3 市長の専決事項の指定について第6項による専決処分

訴えの提起

番号	専決処分年月日	請求の要旨
1	8. 1.14	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに滞納使用料379,036円、延滞金及び令和7年9月24日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月39,700円の支払を求めるもの
2	8. 1.14	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに滞納使用料317,780円、延滞金及び令和7年9月19日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月27,800円の支払を求めるもの
3	8. 1.14	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに滞納使用料690,200円、延滞金及び令和7年10月1日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月81,400円の支払を求めるもの